⑶　Subject matter of the contract : Kisei Expressway Seiwa-Taki IC to Kisei-Ouchiyama IC Section Natural Environment Survey (FY2026)

⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 30 June 2026

⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 7 September 2026

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, corporate Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Co.ltd. 2―18―19 Nishiki Naka-ku, Nagoya, 460―0003, Japan. TEL 052―222―1448

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

Ｆ－ＲＥＩ⑯本部棟外機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年６月17日

東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事名　Ｆ－ＲＥＩ⑯本部棟外機械設備工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

２　工事場所　福島県双葉郡浪江町大字川添字中ノ目他

３　工事内容　本工事は、次に掲げる工事を施工するものである。

１）本部棟　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　地上４階建て（塔屋１階）　延べ面積　7,874.44㎡

空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備　新設一式

２）本部機能支援棟①　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造　地上２階建て　延べ面積　3,999.01㎡

空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、厨房機器設備　新設一式

３）屋外

自動制御設備、給水設備、排水設備　新設一式

４　工期　契約締結日の翌日から令和10年12月15日まで

５　申請の時期　令和８年６月17日から令和８年７月15日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年６月17日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３を使用して作成すること。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る令和７・８年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　東北地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、以下の点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が以下の点以上であること。）。

㋐　特定建設工事共同企業体の代表者は、1,100点以上

㋑　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成23年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の要件を満たす実績を有すること。（民間工事の施工実績も認める。）（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、下記㋐から㋒については、同一建物の施工実績とする。

代表者にあっては下記㋐から㋒の要件を満たす新設工事

㋐　建物用途　事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設

㋑　建物規模　延べ面積　3,000㎡以上